

工 事 特 記 仕 様 書

(小 規 模 工 事)

第1 (一般共通事項)

1. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、枚方市が発注する小規模工事に適用するものとする。
- (2) 工事の施行は、大阪府都市整備部監修の土木請負工事必携（以下「共通仕様書」という。）及び本特記仕様書によるものとする。
- (3) 土木工事施工管理基準については、共通仕様書を標準とする。ただし、工事規模等により、特別な条件がついた場合は本市監督職員と別途協議を行うこと。

2. 法令等の遵守

受注者は、工事の施行に当たり、建設業法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等、工事の施行に関する諸法令を遵守すること。

3. 苦情・要望等の処理

工事の施行に当たり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議する必要がある場合は、速やかに本市監督職員に連絡すること。また、苦情・要望等を受けたときも、同様とする。

第2 (工事施工関係)

1. 一般共通事項

工事の施行については、前記の第2号の規定に基づき行うこと。

2. 残土等の処分

- (1) 工事により発生する残土の処分については、環境保全上、支障のない場所を選び、処分すること。
- (2) 工事により発生するコンクリート塊・アスファルト塊・路盤材（以下「残塊」という。）は、産業廃棄物であり、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任は受注者にあるので、残塊の運搬処理に当たっては、各関係法令及び条例等を遵守し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理すること。
- (3) 残塊は、中間処理業の許可を有する処分業者にて、処分を行うものとする。

3. 安全管理

- (1) 工事区域内外の安全管理について、作業中はもちろんのこと、休日等で作業を休止したときでも、第三者（周辺住民等）が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。

(2) 工事中機械の搬出入及び作業中には、既設構造物・舗装版及び民有財産等に損傷・破損がないよう十分に留意すること。

万一、損傷・破損が生じた場合は、速やかに本市監督職員に連絡すること。

なお、これに要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 局地的な大雨に対する標準的な中止基準及び安全対策

1) 降雨等に対する管渠内作業の標準的な中止基準

東部大阪に大雨注意報・警報が発表された場合受注者は、作業を中止すること。また、当該作業箇所又は上流部で降雨が認められた場合受注者は原則作業を中止とするが、状況に応じ監督職員と協議することができる。

2) 降雨等に対する安全対策

受注者は、局地的な大雨等による急激な雨水流入及び増水等に備えること。その内容は、次のとおりとする。

- 1 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準及び連絡体制
- 2 非常時、迅速な退避方法及び流され防止の措置
- 3 地上との連絡方法
- 4 気象情報サイト等からの気象情報の入手方法
- 5 日々の安全管理
- 6 その他

※ 上記安全管理計画の策定にあたっては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成20年10月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編(事務局：国土交通省都市・地域整備局下水道部他))等を参考にすること。

4. 地下埋設物について

工事区域内の地下埋設物(ガス・水道・NTT等)については、その位置を十分留意し、接近して作業する場合は、それを損傷・破損しないよう施工すること。

万一、損傷・破損が生じた場合は、応急処置を行い、速やかに関係機関及び本市監督職員に連絡すること。

なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

5. 提出書類について

提出書類は、本市監督職員と協議の上作成し、期日までに提出すること。

6. その他

(1) 緊急性を要するため、発注後すみやかに着工すること。

(受注者の責で着工できない場合は、契約を解除することがある。)

- (2) 見積書は、着工前に必ず提出すること。
- (3) 受注者は、各工種について内訳書の内容を理解し、重複して請求することのないよう注意すること。
- (4) 受注者は、着工日、完成日、休工日等の重要事項を必ず本市監督職員に連絡すること。
- (5) 安全対策、地元連絡、住民対策については、受注者で行うこと。
- (6) 工事において変更等特別な事情が生じた場合は、本市監督職員と協議すること。
- (7) 完成検査については、工事完成後2週間以内に行うので、現場代理人は、時間厳守の上、必ず立ち会うこと。
- (8) 本市は、地球環境問題に対処するため、自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に際しては、別紙「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成 27 年 10 月 1 日

枚方市長 伏見 隆